

不妊治療費助成事業の申請 受付開始について

妊娠を望まれる方の経済的負担を軽減するため不妊治療に要する医療費を助成します。

1 申請受付開始日

令和7年8月1日(金)

2 助成対象者

次の要件に該当する夫婦(事実婚含む)

- (1)保険医療機関で不妊治療の計画を作成していること
- (2)両方またはどちらか一方が治療開始日から申請日まで市内に住所を有すること
- (3)治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること(保険診療の年齢要件)

3 助成対象となる不妊治療

体外受精や顕微授精など医療保険が適用される生殖補助医療

4 助成額

1回の治療(一連の治療過程)で医療機関等に支払った医療費の自己負担全額を対象に
1回につき上限10万円

5 申請方法

岡山市ホームページから申請

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000072220.html>



6 その他

詳細は別添資料をご参照ください

【問い合わせ先】

岡山市保健所健康づくり課 土器・村嶋 直通086-803-1264 内線5254

不妊治療費助成事業

令和7年7月22日
健康づくり課

- 助成対象者

以下の要件に該当する夫婦（事実婚を含む）

 - (1) 医療機関で不妊治療を行うための治療計画の作成を受けていること
 - (2) 夫婦の両方またはどちらか一方が治療開始日から申請日まで市内に住所を有すること
 - (3) 治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること（保険診療の年齢要件）
 - (4) 同一治療の医療費に対して他の自治体から補助等を受けていないこと
 - (5) 市税の滞納がないこと
- 助成対象治療

不妊治療のうち体外受精や顕微授精など医療保険が適用される生殖補助医療（※1）

令和7年4月1日以降に開始(計画作成)した治療が対象

[参考] 初めての治療開始時点の女性の年齢により胚移植の回数に上限あり（保険診療の要件）
（40歳未満の方：1子ごとに通算6回まで、40歳以上43歳未満の方：1子ごとに通算3回まで）
- 助成額

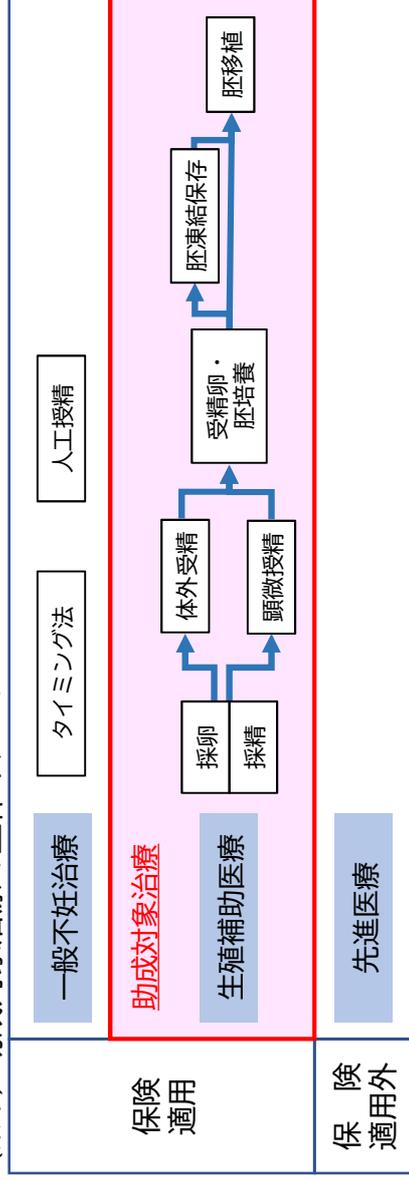
1回の治療(採卵術等から胚移植術等までの一連の治療過程)で医療機関等に支払った医療費(薬剤費含む)自己負担の全額（1回の治療につき、上限10万円）（※2）

医療保険者から支給される高額療養費等がある場合は、その額を差し引いた額
- 申請方法

岡山市ホームページから申請
<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000072220.html>



(※1) 助成対象治療の全体イメージ



(※2) 助成額のイメージ

